

令和元年度

第7回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年10月16日

湯沢市農業委員会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年10月16日(水) 午前9時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時03分

閉会 午前10時47分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

2番	宮原 正明	11番	姉崎 与志弘
3番	高橋 郁夫	12番	川崎 秀悦
4番	沓澤 弥	13番	加藤 エリ子
5番	伊藤 秀郎	14番	高橋 忠雄
6番	高橋 廣尚	15番	佐藤 栄子
7番	能登 公平	16番	瀬川 等
8番	藤谷 清志	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣 (会長)

2) 欠席した委員

1番 麻生 良子

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午前9時03分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 幹 高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

報告第8号 第6回専門委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 非農地証明(専決事項)

(3) 申請許可状況

3. 議 案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農地転用事業計画変更承認申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時3分 委員総数 19名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、1番 麻生 良子 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6番 高橋 廣尚 委員、7番 能登 公平 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告4件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に報告第7号 第6回専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(12番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p>
議 長	<p>12番 川崎 秀悦 委員。</p> <p>(第6回専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第7号 第6回専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は3件、面積 3,621.81 m²であります。解約理由は、整理番号 35号は第三者に利用権設定するため、整理番号 36号と 37号は借人の都合によるためとなっております。</p> <p>次に、2 非農地証明、専決事案が1件、申請土地は愛宕町二丁目 6-20、地目は田で面積 165 m²、昭和 38年 10月 28日付けで農地法第5条許可済みとなっております、住宅が建築され宅地として使用されていることから、</p>

	<p>湯沢市農業委員会事務局庶務規程に基づき、専決により処理しております。</p> <p>次に議案書 3 ページをご覧ください。3 申請許可状況であります。先月の転用案件 6 件の内、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無かった 5 条所有権移転申請番号第 8 号は、9 月 12 日付けで許可し、4 条申請番号 3 号と 4 号、5 条賃貸借権設定申請番号第 1 号と 2 号、5 条所有権移転申請番号第 9 号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、9 月 26 日付けで許可しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>
12 番	<p>非農地証明の専決事案について、過去に 5 条許可がなされているが、登記の関係での証明か。</p>
佐藤班長	<p>登記地目が農地のままであったことから、法務局に地目変更登記をするための添付書類としての証明であります。</p>
議長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法</p>

	<p>第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年10月16日提出。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積50,962.34㎡であります。申請事由は農業者年金経営移譲に伴う再設定であります。</p> <p>次に議案書6ページをご覧ください。所有権移転は5件、面積6,663㎡であります。申請事由は申請番号第15号は受贈、申請番号第16号、17号、19号は経営拡張で、売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第18号は分家への贈与による受贈であります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>
1 2 番	<p>所有権移転申請番号第19号について、現在ほどの様に使用されているか。受人はこの後に審議する基盤法で法人に農地の貸付を行うが支障は無いか。また、農地の位置関係は。</p>
高橋主幹	<p>申請地は、受人が所有するアパートの南側に位置し、アパート建築により、今まで利用していた通路が無くなったことから、受人が相談を受け購入することとしたものであります。農地は現在休耕中ではありますが、取得後は畑として使用することとしております。</p>
	<p>受人自身も自作地により営農を行っており、農地の取得に当たっては、支障は無いものと考えられます。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第28号「農地法3条の規定による許可申請について」</p>

<p>議長</p>	<p>を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 10 月 16 日提出。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、議案書 9 ページの利用権設定整理番号 193 号は 5 番 伊藤 秀郎 委員、整理番号 194 号と 195 号は 9 番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 194 号を審議しますので、5 番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午前 9 時 25 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 193 号について、朗読説明)</p>

佐藤班長	<p>利用権設定整理番号 193 号は、地目が田、面積 131 m²、賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 193 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前 9 時 26 分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号 194 号と 195 号について審議しますので、9 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前 9 時 26 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 194 号と 195 号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>利用権設定整理番号 194 号は、地目が田、面積 1,512 m²、賃貸借権の新規設定であります。整理番号 195 号は、地目が田、面積 2,456 m²、賃</p>

議 長	<p>貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 194 号と 195 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前 9 時 28 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 29 議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 29 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 10 ページから 23 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 52 件、面積は 235,492.91 m²であります。新規の設定が 2 件、再設定は 50 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 1 件、面積は 923 m²で、再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 29 号農業経営基盤強化促進法の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 29 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 24 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積は 8,277.72 m²であります。申請事由は小作地買収であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 29 号農業経営基盤強化促進法、所有権移転は計画のとおり決定することと致します。続きまして、経営基盤強化促進法一括(開発事業計画)及び開発事業計画(利用権設定・所有権移転)を審議</p>

<p>議長</p>	<p>します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 29 号農業経営基盤強化促進法一括（開発事業計画）及び開発事業計画（利用権設定・所有権移転）について、朗読説明)</p> <p>議案書 25 ページをご覧ください。経営基盤強化促進法の一括案件であります。利用権設定整理番号 196 号は地目は田、面積は 1,859 m²、使用貸借権の設定であります。所有権移転整理番号 20 号は地目は田、面積は 2,041 m²であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に議案書 26 ページ、議案付属資料は 50 ページから 61 ページをご覧ください。開発事業計画であります。計画は酪農事業の拡大に伴い、哺乳・育成・繁殖和牛を飼養できる牛舎が必要となったことから、父親の農地の一部を借り受け、かつ隣接する農地を取得して牛舎などを整備するための事業であります。なお、計画の事業につきましては、草地畜産基盤整備事業羽後 2 期地区の事業であり、事業実施主体は秋田県農業公社で、計画人は事業の参加者という位置づけであります。計画地は、湯沢市役所から北西へ約 4.5km、下湯沢駅から西へ約 3.5km の金谷集落の北側に位置し、東側は水路、西側は道路、南側は宅地、北側は田に接しております。農地区分は農業振興地域内・農用地区域にありますが、湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更（農業用施設用地）を行っております。事業計画は、繁殖・育成牛舎 670.68 m²、堆肥舎 226.8 m²の建築のほか、飼料タンクやバークリーナーなども整備いたします。事業費は用地取得費 700,000 円、施設建設経費 133,362,000 円、設計費 4,985,900 円、搬入費等諸経費 12,868,000 円であります。資金計画は自己資金 700,000 円、金融機関からの借入資金 71,908,310 円、草地畜産基盤整備事業補助金 79,307,590 円となっており、十分な資金があることを確認しております。被害防除計画は、北側と東側の農地に影響を与えないように緩衝地を設けることとしております。汚水は汲み取り、生活雑</p>

	<p>排水は溜め桝から排水側溝・分離槽へ、雨水についても排水側溝から分離槽へ流し込み処理することとしております。計画については、特に問題はないものと考えますが、今後事業に必要な許可等がある場合は、その都度許可書等の写しを取得することとしております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、14 番 高橋 忠雄 委員から報告願います。</p>
	<p>(14 番 高橋 忠雄 委員、挙手)</p>
議 長	<p>14 番 高橋 忠雄 委員。</p>
1 4 番	<p>議案第 29 号の開発事業計画整理番号 2 号の現地確認について報告いたします。</p>
	<p>9 月 27 日、13 番 加藤 エリ子 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしまりました。</p>
	<p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。経営基盤強化法一括及び開発事業計画（利用権設定・所有権移転）について、何かご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、経営基盤強化法一括及び開発事業計画（利用権設定・所有権移転）について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 29 号農業経営基盤強化促進法の経営基盤強化法一括及び開発事業計画（利用権設定・所有権移転）について、計画のとおり</p>

<p>議 長</p>	<p>決定することと致します。続きまして、開発事業計画を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第29号農業経営基盤強化促進法の開発事業計画について、朗読説明)</p> <p>議案書27ページ、議案付属資料は41ページから49ページをご覧ください。開発事業計画であります。計画はメガ団地等による事業拡大に伴い、現在使用している作業小屋が手狭になってきており、農業機械の格納庫及び農業資材等を置く建物が必要となったことから、農地中間管理事業により転貸を受けている法人代表者の農地の一部に農業用格納庫を整備するための事業であります。計画地には既に農業用格納庫が整備されており、違反転用の状態ではありますが、申請者が農業委員会と相談していなかったことから起きた事案であり、確信的に施行したことなく悪質とは言い難いものであります。また、反省している旨の顛末書も提出されていることから計画を受理することといたしました。計画地は、湯沢市役所雄勝庁舎から南へ約6.8km、院内駅から南東へ約7kmの城ノ内集落に位置し、東側は田、西側は道路、南側は畑、北側は道路に接しております。農地区分は農業振興地域内・農用地区域にありますが、湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更(農業用施設用地)を行っております。事業計画は、農業用格納庫(パイプハウス)194㎡の整備であります。事業費は施設建設経費5,454,000円。資金計画は自己資金1,667,000円、補助金3,787,000円となっており、十分な資金があることを確認しております。被害防除計画は、パイプハウスの周囲に十分な緩衝地設けることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。前述のとおり顛末書が提出されており十分反省がうかがえます。また、計画については、特に問題はないものと考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、14番 高橋 忠雄 委員から報告願います。</p>

議 長	<p>(14 番 高橋 忠雄 委員、挙手)</p> <p>14 番 高橋 忠雄 委員。</p>
1 4 番	<p>議案第 29 号の開発事業計画整理番号 1 号現地確認について報告いたします。</p> <p>9 月 27 日、13 番 加藤 エリ子 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしてみいました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件は追認案件であります。顛末書が提出され、本人も深く反省していることと、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午前 9 時 47 分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午前 10 時 16 分)</p>
議 長	<p>質疑を行います。開発事業計画について、何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、開発事業計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 29 号農業経営基盤強化促進法の開発事業計画整理番号 1 号について、計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>

(議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、朗読説明)

高橋主幹

議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 4 項及び第 5 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 4 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年 10 月 16 日提出。

議案書 29 ページをご覧ください、4 条申請番号第 5 号、議案付属資料は 8 ページから 14 ページをご覧ください。申請内容は規模拡大に伴い、農機具の台数が増えたことから、所有している農地の一部に農機具格納庫を建築するための転用であります。なお、申請地には既に農機具格納庫が建築されており、違反転用の状態ではありますが、申請者は農業用を使用する場合は、農地法の手続きが必要ないと思い込んでいたために起きた事案であり、確信的に施行したのではなく悪質とは言い難いと考えます。また、反省している旨の顛末書も提出されていることから、申請を受理することと致しました。申請地は、字無頭 20 の内、地目は田、面積は 206 m²であります。湯沢市役所から西へ約 3.7km、市立山田小学校から北へ約 1.8km の深堀集落の北側に位置し、東側は田、西側は田、南側は道路、北側は水路に接しております。農地区分は、農業振興地域内・農用地区域内の農地であります。湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更（農業施設用地）を行っております。事業計画は、農機具格納庫 189.22 m²を建築するものであります。事業費は、施設・建物建築経費 4,500,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっております。被害防除計画については、周囲に十分な緩衝地を設けることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、農地を農業用施設の用に供するために行われるものであり、法第 5 条第 2 項ただし書に該当するものと考えます。

また、前述のとおり申請人から顛末書が提出されており、深く反省していることを申し添えます。

	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、14 番 高橋 忠雄 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(14 番 高橋 忠雄 委員、挙手)</p> <p>14 番 高橋 忠雄 委員。</p>
1 4 番	<p>議案第 30 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>9 月 27 日、13 番 加藤 エリ子 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしましてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件は追認案件であります。顛末書が提出され、本人も深く反省していることと、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 30 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 30 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>

<p>議長</p>	<p>(高橋主幹、挙手) 高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したため、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和元年 10 月 16 日提出。</p> <p>議案書 31 ページと 32 ページをご覧ください。今月の申請件数は、賃貸借権設定が 1 件、所有権移転が 1 件であります。</p> <p>議案書 31 ページ、議案付属資料は 15 ページから 21 ページをご覧ください。申請内容は一般貨物自動車運送事業の事業拡大に伴いトラック等の車両の増車を計画しているが、現在の駐車場が手狭になっていることから申請地を取得して駐車場を整備するための転用であります。申請地は、高松字中村 288-2、地目は田、面積は 700 m²であります。高松地区センターから西へ約 800m、市立須川小学校から南東へ約 4,800mの中村集落内に位置し、東側は田、西側は道路、南側は道路、北側は田に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断しました。土地の選定については、中村集落内の土地を候補地としましたが、会社から離れていることや安全上の問題があったため、申請地を選定したことはやむを得ないと考えます。事業計画は、高さ 0.8m、土量 560 m³の造成工事を行い、トラック 6 台分の駐車スペース 300 m²、通路 400 m²となっております。事業費は、用地借上経費(月) 30,000 円、造成・整地経費 6,000,000 円、測量・登記経費 500,000 円、計 6,530,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。被害防除計画については、東・南・北側は法面保護とします。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は西側水路に放流することにより処理するこ</p>

ととしております。許可判断として、第1種農地ではありますが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に、議案書 32 ページをご覧ください。所有権移転申請番号 10 号、議案付属資料は 22 ページから 30 ページをご覧ください。申請内容は現在居住している住宅が老朽化してきたことから、申請地を取得して一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、千石町三丁目 200、地目は田、面積は 368 m²であります。湯沢市役所から南西へ約 1,700m、市立湯沢南中学校から北へ約 950mの千石町南集落に位置し、東側は道路、西側は線路、南側は宅地、北側は宅地に接しております。農地区分は、都市計画区域・第2種住居地域となっていることから第3種農地と判断しました。事業計画は、高さ 0.8m、土量 300 m³の造成工事を行い、一般住宅 79.3 m²、通路・緩衝地・雪寄せスペース 288.7 m²となっております。事業費は、用地取得費 800,000 円、造成・整地経費 1,004,400 円、施設・建物建設経費 9,600,000 円、設計費 200,000 円、測量・登記経費 100,000 円、搬入費等諸経費 95,600 円、計 11,800,000 円となっております。資金計画は全額自己資金となっており、残高証明書により確認しております。被害防除計画は、西側にL型擁壁を設置し、東側は市道にすり付け、南・北側は既存の擁壁にすりつけることとしております。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は水路放流により処理することとしております。許可判断として、第3種農地であり、申請地周辺に被害が及ぶこともないことから特に問題はないものと考えます。

説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、14 番 高橋 忠雄 委員から報告願います。

議長

(14 番 高橋 忠雄 委員、挙手)

14 番 高橋 忠雄 委員。

1 4 番

議案第 31 号の現地確認について報告いたします。

9 月 27 日、13 番 加藤 エリ子 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地


	<p>確認をしてみいました。</p> <p>先ほど事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前転用もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 31 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 31 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 32 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 32 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、朗読説明)</p>
高橋主幹	<p>議案第 32 号「農地転用事業計画変更承認申請について」農地法第 5 条の規定による農地の転用許可済みの土地について、農地転用事業計画変更承認申請書を受理したので、昭和 51 年 9 月 30 日付農林水産省構造改善局長通達「農地転用後の転用事業の促進等に関する事務処理について」第 2 の 2 の (4) の規定により意見書を付し承認の可否を判断する必要</p>


	<p>があるため意見を求める。令和元年 10 月 16 日提出。</p> <p>議案書 34 ページ、議案付属資料は 31 ページから 40 ページをご覧ください。事業計画変更の理由は、木材リサイクルチップを製造してバイオマス燃料にする計画だったが、地元住民の反対意見が出されたことから当初の計画を断念し、鉄筋、鉄骨加工場を建築する計画となったためであります。変更後の内容につきましては、先ほどの説明のとおりであります。工期は令和 2 年 6 月 30 日までとなっております。意見書は議案付属資料 31 ページにあります。変更後の転用事業による支障は認められず、とくに問題はないものと思われます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、14 番 高橋 忠雄 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(14 番 高橋 忠雄 委員、挙手)</p> <p>14 番 高橋 忠雄 委員。</p>
1 4 番	<p>議案第 32 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>9 月 27 日、13 番 加藤 エリ子 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしまりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、造成工事が行われておりますが、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、事業計画の変更については特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 32 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
6 番	<p>許可後に地域住民からの反対に応じて、変更申請を行うとのことだが、変更の内容について、地域住民が承知しているのか。</p>
高橋主幹	<p>変更内容について、自治会と協議しているのかは確認しておりません。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第 32 号について採決を行います。農地転用事業計画変更について承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 32 号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、承認することにいたします。</p> <p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前 10 時 47 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和元年10月16日

議長 半田好廣 

署名委員 6番 高橋廣尚 

署名委員 7番 能登公平 